



令和 9 年度コミュニティ助成事業について

地域づくり連携課

コミュニティ助成事業とは、宝くじの受託事業収入を財源として、一般財団法人自治総合センター（以下「自治センター」。）が社会貢献広報事業として実施しているもので、市が窓口となり、地域コミュニティ活動の充実・強化を目的にコミュニティ組織（自治会等）に対して補助金を交付します。

今年度の応募対象分（令和 9 年度実施分）に関する自治センターからの通知は、8 月下旬となる予定のため、このご案内は「令和 8 年度実施分」の内容となります。なお、令和 9 年度分の当事業が実施されないこともありますので、あらかじめご了承ください。

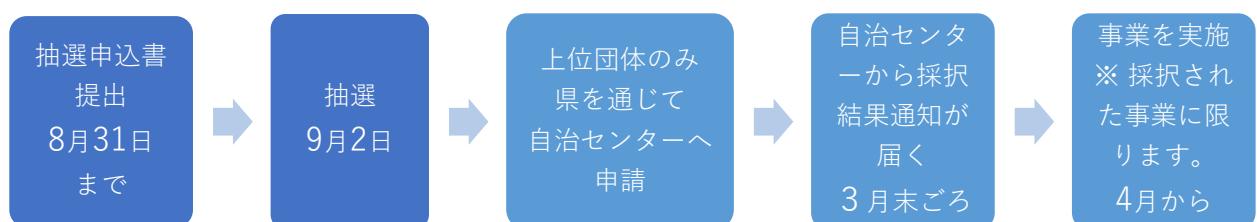
上記通知が届きましたら、9 月上旬にホームページにてお知らせいたしますので、そちらをご確認くださいようお願い申し上げます。

1. 事業についての留意事項

交付対象は自治センターが採択した事業となります。応募された全ての団体がこの助成の対象となるわけではありません。

また、一般コミュニティ助成事業及びコミュニティセンター助成事業につきましては、自治センターへの申請の前に松阪市において公開抽選を行います。詳しくは別紙をご参照ください。

2. 事前相談から事業実施まで（流れ）



3. 事業の詳細確認について（自治センター又は松阪市ホームページをご確認ください）

要綱、様式のダウンロードが可能です。

<https://www.jichi-sogo.jp/lottery/community>

自治総合センター コミュニティ助成事業

検索



<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/tiikidukuri/commu-jyosei.html>

松阪市 コミュニティ助成事業

検索



裏面へ続く

4. 事業内容（助成金額等は、令和8年度実施分の内容となります）

一般コミュニティ助成事業	
補助対象経費	自治会活動等に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に係る費用 例：パソコン、印刷複合機、テーブル、ポータブルアンプ、やぐらステージ等 ※ 建物と一体のもの（畳、襖等）、個人の利用に留まるもの、医薬品等は対象外
対象	自治会、町内会、住民自治協議会等
必要書類	事業計画書、自治会等の規約、総会資料、見積書、カタログ 他
助成金額	100万円～250万円まで（10万円未満切捨て）

コミュニティセンター助成事業	
補助対象経費	集会所等の建設または大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に係る経費
対象	自治会、町内会、住民自治協議会等
必要書類	事業計画書、自治会等の規約、総会資料、見積書、土地登記簿、図面 他
助成金額	対象となる事業費の5分の3以内。2,000万円が上限。（10万円未満切捨て）

お問合せ 地域づくり連携課（担当：上尾、松田、内山 電話 53-4369）
各地域振興局地域振興課^(※1)

5. 他の事業について

以下の事業についても、自治センターからの通知は例年8月下旬となります。
詳細は、各担当課へお願いいたします。

ア. 地域防災組織育成助成事業（令和8年9月30日 提出締め切り）

自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に係る経費に対して補助を行います。
補助対象は、地域の自主防災組織です。

お問合せ・提出先 防災対策課（担当：中川 電話 53-4313）

イ. 青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するためのスポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業等、その他主として親子で参加するソフト事業等に係る経費に対して補助を行います。
補助対象は、自治会、町内会、住民自治協議会等です。

お問合せ 教育委員会事務局生涯学習課（担当：土井、今西 電話 53-4401）



^(※1) 地域振興局連絡先

嬉野地域振興課（48-3804） 三雲地域振興課（56-7905）
飯南地域振興課（32-2511） 飯高地域振興課（46-7111）